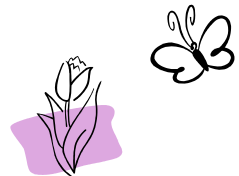


平成19年度の事業展開について



1 専門員の補助職員配置(長岡市社協・上越市社協)

実利用者数が70名を超える基幹的社協に配置されることになりました。

今までは基幹的社協の増設を重点にしてきましたが、今後は、補助職員の配置、さらには専門員の複数配置を目指し、基幹的社協の体制強化に努めます。

2 新潟市社協が事業の実施主体に

新潟市が4月に政令指定都市に移行することに伴い、新潟市社協が基幹的社協の位置付けから事業の実施主体として、「あんしんサポート新潟」という愛称でスタートします。8か所の区社協に専門員が配置され、事業の実施体制が強化されます。

3 成年後見制度の利用促進を図る

本事業を契約後に判断能力が低下した利用者の場合、円滑に成年後見制度が利用できる必要がありますが、様々な課題があります。社協による法人後見も含め、低所得者を中心とした福祉的な後見について、関係者とともに検討します。

4 市町村社協における取り組みの支援

柏崎市社協の「地域福祉権利擁護サービス」や燕市社協の「権利擁護センター(仮称)」など、市町村社協段階において地域のニーズに即応した先駆的な事業が開発されてきています。情報提供や事業創設過程への参画など、市町村社協の支援に努めます。





平成18年度生活支援員研修会を開催しました

平成 19 年 3 月上旬から中旬にかけて県内 5 か所の各会場において、平成 18 年度生活支援員研修会を開催しました。多くの生活支援員の皆様にご参加いただきまして、ありがとうございました。ご参加いただいた方からの感想をご紹介します。



■平成18年度 生活支援員研修会に参加して

長岡市社会福祉協議会 生活支援員 高野 フミ さん

3月1日(木)生活支援員研修会に参加させてもらった。敬和学園大学 青山良子先生の「対人援助の基本」をお聞きし、先生の「社会福祉の専門職」として、対人援助を学ぶ必要性を拝聴した。「援助者が専門職として学ぶべき基本的態度や考え方」をバイスティックの7原則をとおしての講義を受け、改めて自問自答して聞いた。

○演習1「安心感を与える配慮」

第一印象の重要性。私が心がけていることは下記である。

- ・相手の目線で話す ・話しやすい雰囲気づくり ・笑顔で話す ・許容的な言葉で話す
- ・服装に気をつける ・利用者との共通点を見つけ話題にする

○演習2「あなたはどのような人」

エゴグラムで分析してみると・・・

- ・批判的な親心→グラフは真ん中(まあまあかな) ・養育的な親心→これはかなり上位点
- ・理性的な大人心→グラフは真ん中(ほどほどかな)
- ・自由な子供心→グラフはど真ん中(ほどほどかな)

意外な面を発見したエゴグラムでした。

一年生生活支援員である私は、自己覚知を頭に入れ、バイスティックの7原則を身につけて、対人援助のプロとして、自分の大切な人から受けた相談と同じ態度で援助できる生活支援員になるよう心がけたいと思った研修会でした。

■平成18年度 生活支援員研修会に参加して

上越市社会福祉協議会 生活支援員 飯村 雅洋 さん

昨年10月に委嘱辞令を受けて、2度目の研修会で「対人援助の基本を学ぶ」と題した敬和学園大学助教授、青山良子先生の講義を受けた。まず、援助とはの確認から始まり、利用者のかかえる問題の解決に向けての援助はきわめて専門的な人間関係であること、生活支援員は社会福祉の専門職としての対人援助について、その基本を学んだ。

私が生活支援員として初めての訪問は、前任者、山崎専門員と引き継ぎを兼ねての訪問であったことや、利用者、立ち会った親戚の方とも多少の面識があったことから、安心感を与える配慮の第一印象の重要性を、あまり意識することなく訪問した。月2回の訪問で、一般的な話の中で利用者の状態を把握したり、生活費を貯金から払い戻して渡す支援では、特に問題もなく今日まで来ていますが、今後年月が経過するとともに、利用者の環境の変化、身体的変化等に対応し安心して任せてもらえる信頼関係を維持していくためには専門職としてどんなふうな態度で利用者と接していけば良いか、クライアント(利用者)が共通にもっている人間としての基本的なニーズから導き出されたバイスティックの7原則で学んだ。

クライアントは独自性を持つ一人の人間として対応する。否定的な感情と肯定的な感情の感情表出を大切にして、援助という目的を持って耳を傾ける必要がある。正しいかどうかは別にして、まずはその人の気持ちをあるがままに受け止めること。自己覚知の演習にもあった、自分で自分自身のことを知り、その上で利用者のことを知り、理解し、本心を云ってくれるような人間関係を作り最終的決定は利用者にしてもらう。など今回学んだことを、今後に生かしていきたいと思います。

新潟市杜協 ～ 実施主体に向けての取組み状況 ～

4月から「あんしんサポート新潟」として事業を開始します！

新潟市社会福祉協議会 専門員 斉藤 浩明さん

新潟市を含む近隣の13市町村が合併し、人口80万都市になった新潟市は、本州の日本海側最大の都市となりました。そこで、市がより自主的な行財政運営を行える大都市にふさわしい権限と財源を県から市に移すために、平成19年4月1日より本州日本海側初の政令指定都市になります。これまで以上に行政サービスの迅速化・効率化を図り、市民福祉の向上を目指しています。

新潟市社会福祉協議会も、政令指定都市社協へ移行し、4月より地域福祉権利擁護事業を主体的に進めてまいります。具体的には、次の点が変わります。

- 新潟市社協内に地域福祉権利擁護センター並びに契約締結審査会を作ります。
- これまでの県社協を入れた3者契約から利用者と市社協との2者契約になります。
- 区社協が相談や受付、通帳の預かり・受け渡し、生活支援員からの相談の窓口になります。
- 地域福祉権利擁護センター及び事務局が、同じ3階の地域福祉課内に移動します。

これまで、旧新潟市には、社協が1つしかなく、本部事務局が利用希望者の相談・受付、通帳の預かり・受け渡し、生活支援員からの相談等の業務を併せて行ってきました。そのため、専門員が不在の際は、十分お話を伺うことができませんでした。しかし、今後区社協が窓口になることによって、これまで以上に多くの職員が相談業務にかかわることができ、地域の福祉ニーズをより多く吸い上げることができるようになります。また、生活支援員が個々にかかえる悩みや利用者の変化・希望等もより多くキャッチするようになることが期待されます。

ところで、多くの市民の方々に4月から開始される新潟市地域福祉権利擁護センターの活動を知っていただくきっかけづくりとして、先日社協だより「ふれあいひろば」にて愛称を募集しました。その結果、市民より多くの愛称が寄せられ、「あんしんサポート新潟」に決まりました。決まった愛称と事業についてより多くの市民に知っていただくために、次回の社協だよりでお知らせします。

これからは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方々が安心して暮せるお手伝いを新潟市社協が積極的に進めてまいります。一人でも多くの利用対象者と契約を結ぶためには、生活支援員の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後とも、変わらぬご支援の程よろしくお願いします。

～市町村社協独自の先駆的取り組みのご紹介～

「地域福祉権利擁護サービス」の実施について

柏崎市社会福祉協議会 地域福祉係長 大塚 真光子 さん

地域福祉権利擁護事業がスタートして7年。最初のころは、年に数件の相談でしたが、平成16年ころから急激に相談が増えてきました。

柏崎市社会福祉協議会では、もっと気軽に地域福祉権利擁護事業を利用していただきたいと思い、平成18年4月から、柏崎市社協独自で「地域福祉権利擁護サービス」をスタートさせました。これは、柏崎市社協と利用者さんとの直接の契約によって利用していた

だくもので、内容は県社協が提供するサービスに準じています。異なるのは、判断能力がしっかりしていても、実際にご本人が金融機関に出向くことができれば、お手伝いしている点です。また、利用料金は1回 1,000 円、実際の支援は、社会福祉協議会の職員が行っています。

4月からスタートして、すでに契約は30件を数えようとしています。最近は、まったく身寄りのない方や、借金を抱えた方など、関係者と連携をとりながらサポートをすすめているケースが増えています。また、成年後見制度に関する相談も急増しており、平成19年度は、市から「成年後見制度相談支援事業」の委託を受けることが決まりました。

毎日のようにくる相談を聴きながら、このサービスは、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていくには、絶対に欠かせないものであると感じています。これからも、できるだけ希望にそったお手伝いができるように、フットワークよく柔軟な対応をしていきたいと思っています。



「権利擁護センター（仮称）」の開設について

燕市社会福祉協議会吉田支所 地域福祉係主任 吉藤 則彦 さん

地域福祉権利擁護事業や新しい成年後見制度がスタートして7年、この間判断能力が不十分な高齢者や障害のある方々などの権利が脅かされる、あるいは侵される事件がいくつも起こっています。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を活用していればと悔やまれることも多く、本人の権利をいかにして守っていくかが今、問われているように感じます。

そのようななか、独自の後見支援に取り組む組織が全国でもいくつか立ち上がっています。社協においても地域福祉権利擁護事業に積極的に取り組んでいくと必然的に成年後見制度の利用支援が求められると言えるのではないのでしょうか。とは言うものの、成年後見制度はまだ十分に活用されているとは言い難い状況です。制度の周知が十分でない、相談場所の不足、費用や手続きの問題、そして後見人のなり手＝受け皿とその支援体制の不足…。さまざまな課題があります。

後見の担い手の養成に乗り出した自治体や団体も出始めました。身近なところで相談に応じ、柔軟かつ臨機応変な対応を図り、関係機関とのネットワークにより今後の後見ニーズの増大にも応えられる体制や仕組みをつくる…燕市社協においても先進的な後見支援組織の取り組みをもとに、今後の燕市における後見ニーズに応えられるような市社協単独実施の「権利擁護センター」開設に向け、取り組んでいきます。

新潟県運営適正化委員会より ～ 生活支援員の皆様へ ～

新潟県福祉サービス運営適正化委員会

新潟県福祉サービス運営適正化委員会では、毎年基幹的社会福祉協議会を対象に事業実施状況調査を行っています。このたびの調査内容を当委員会で検討した結果、下記に留意の上、活動くださるようお願いいたします。

1 支払い依頼書・報告書兼受取書の署名、記載等について

この書類は利用者署名が基本となっていますが、一部に利用者本人の署名ではないものがありました。やむを得ず代筆を行う場合は、第三者の立ち会いのもと行うか、第三者の方に代筆してもらうようにしてください。

その他、支払い依頼の残金記載漏れ、領収書の添付のないものも一部ありました。これらは、利用者が支援内容を確認するためと同時に、生活支援員が利用者の依頼に基づいて支援活動を行った報告記録にもなりますので、記載漏れ等がないよう確認を行ってください。

2 生活支援員による定期訪問日以外の利用者の支援活動について

定期訪問日以外に利用者から直接依頼を受け、支援を行っている事例がありました。利用者から支援の依頼があった場合は、速やかに専門員に報告・相談を行うこと、相談・活動記録を残すことを徹底してください。

以上は、支援を適切に行っていただくために必要な事項ですので再確認ください。

今後とも利用者支援と本事業の推進にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



地域福祉権利擁護事業 生活支援員 登録者数等一覧

平成19年3月16日

〔新発田市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新発田市	11	7	64%
2	村上市	2	1	50%
3	阿賀野市	11	2	18%
4	胎内市	5	2	40%
市計		29	12	41%
北蒲原郡				
5	聖籠町	2	-	0%
北蒲原郡計		2	-	0%
東蒲原郡				
6	阿賀町	6	-	0%
東蒲原郡計		6	-	0%
岩船郡				
7	関川村	3	-	0%
8	荒川町	2	1	50%
9	神林村	2	2	100%
10	朝日村	3	2	67%
11	山北町	3	1	33%
12	粟島浦村	2	-	0%
岩船郡計		15	6	40%
新発田エリア合計		52	18	35%

〔新潟市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新潟市	55	36	65%
市計		55	36	65%
新潟エリア合計		55	36	65%

〔三条市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	三条市	21	16	76%
2	加茂市	3	3	100%
3	見附市	4	4	100%
4	燕市	19	12	63%
5	五泉市	9	6	67%
市計		56	41	73%
西蒲原郡				
6	弥彦村	6	4	67%
西蒲原郡計		6	4	67%
南蒲原郡				
7	田上町	4	-	0%
南蒲原郡計		4	-	0%
三条エリア合計		66	45	68%

〔長岡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	長岡市	40	35	88%
2	柏崎市	15	12	80%
市計		55	47	85%
三島郡				
3	出雲崎町	4	4	100%
三島郡計		4	4	100%
刈羽郡				
4	刈羽村	1	-	0%
刈羽郡計		1	-	0%
長岡エリア合計		60	51	85%

〔魚沼市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	魚沼市	19	16	84%
2	小千谷市	6	3	50%
3	南魚沼市	7	-	0%
市計		32	19	59%
北魚沼郡				
4	川口町	2	2	100%
北魚沼郡計		2	2	100%
南魚沼郡				
5	湯沢町	2	2	100%
南魚沼郡計		2	2	100%
魚沼エリア合計		36	23	64%

〔十日町市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	十日町市	14	9	64%
市計		14	9	64%
中魚沼郡				
2	津南町	2	2	100%
中魚沼郡計		2	2	100%
十日町エリア合計		16	11	69%

〔上越市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	上越市	56	32	57%
2	糸魚川市	9	4	44%
3	妙高市	6	3	50%
市計		71	39	55%
上越エリア合計		71	39	55%

〔佐渡市協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	佐渡市	33	22	67%
佐渡エリア合計		33	22	67%

	登録者数	実働者数	実働率
新潟県内総合計	389	245	63%

※一人で複数の利用者を担当している生活支援員も含む

新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成19年2月末現在)

※利用者の住所（契約時）に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位：人)

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
新発田市	7	24	8		39
村上市	1	1	1		3
阿賀野市		2		4	6
聖籠町					0
胎内市	1	3			4
阿賀町		1	5		6
関川村					0
荒川町		1	1		2
神林村	1	2		1	4
朝日村		1			1
山北町		1			1
粟島浦村					0
計	10	36	15	5	66
新潟市	6	57	57	34	154
計	6	57	57	34	154
三条市	6	21	10	10	47
加茂市	1	5	1		7
見附市		4	3	1	8
燕市	6	17	9	4	36
五泉市	1	7	6	2	16
弥彦村	1	3	4		8
田上町			1		1
計	15	57	34	17	123

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
長岡市	13	74	39	33	159
柏崎市	2	15	6	6	29
出雲崎町		6	3	3	12
刈羽村					0
計	15	95	48	42	200
魚沼市	4	34	54	6	98
小千谷市	4	5	9	3	21
南魚沼市		2	8	3	13
川口町		2	1		3
湯沢町		3	3	1	7
計	8	46	75	13	142
十日町市	5	20	30	9	64
津南町		6	18		24
計	5	26	48	9	88
上越市	8	65	31	43	147
糸魚川市	2	6	5	5	18
妙高市	2	3	1	2	8
計	12	74	37	50	173
佐渡市	20	41	33	10	104
計	20	41	33	10	104
合計	91	432	347	180	1050

相談継続…契約に向け専門員が
対応している人数。

相談終了…契約に至らず、専門員に
よる対応を終えた人数。

実利用者…契約を締結し、
実際利用している人数。

解約…契約締結後、解約した人数。

地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター(新潟県社会福祉協議会内)

〒950-8575 新潟市上所 2 - 2 - 2 新潟ユニゾンプラザ 3 階

電話：025-281-5584

E-mail: kenriyogo@fukushiniigata.or.jp

FAX：025-285-0303

http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/